

関ヶ原古戦場アプリケーション制作業務委託仕様書

1 委託業務名

関ヶ原古戦場アプリケーション制作業務

2 委託業務の目的

岐阜県では、「関ヶ原古戦場ランドデザイン」に基づいて、新たな観光拠点、史跡巡りへ誘うガイドランス拠点として関ヶ原古戦場ビジターセンター(仮称)を整備するなど、関ヶ原古戦場の魅力の向上と情報発信に取り組んでおり、その一環として、VR技術を用いて関ヶ原の戦い当時の地形等を再現した空間データ(以下「空間データ」という。)、関ヶ原の戦いの軍勢の動きを再現したシミュレーション(以下「軍のシミュレーション」という。)を作成したところである。

本業務は、空間データ及び軍のシミュレーションを活用し、関ヶ原古戦場において、スマートフォン、タブレットで使用できるアプリケーション(以下「アプリ」という。)を整備することにより、歴史ファンではない一般の観光客などが、分かりやすく、かつ楽しくそれを学ぶことができる機会を創出するとともに、観光客の満足度向上と更なる観光客誘客につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日(日)まで

4 委託業務の内容

(1) アプリの開発・公開

- ・ iOS(iPhone/iPad)、Android 端末向けアプリを開発すること。
- ・ iOS10以上、Android0s5.0以上対応とし、平成31年3月20日(水)までにApp Store、Google Playから入手可能とするために必要な手続きを行うこと。なお、本アプリは無償で入手可能とする。

(2) アプリのコンテンツの制作

関ヶ原古戦場を観光客が楽しく巡り、学べるコンテンツを制作すること。コンテンツとして、以下の機能を実現することとし、将来の機能追加(コンテンツ追加、多言語対応)に容易に対応できる拡張性を有すること。

なお、関ヶ原合戦の戦況解説等については、「必見!関ヶ原(仮題)」(県から提供)に沿った内容とすること。

(ア) オープニングムービー(30秒程度)

- ・ アプリをインストールしたうえで、史跡巡りへと誘うような工夫をした動画を制作すること。動画はYouTube等動画投稿サイト等に公開し、アプリのPRを行うこと。

(イ) 360°動画やVR技術を活用した映像による戦況解説機能

- ・ 空間データや軍のシミュレーションを活用し、笹尾山及び陣場野(徳川家康最後陣地)から、360°動画やVR技術を活用した映像により、関ヶ原合戦の戦況をわか

りやすく解説する機能を実装すること。

(ウ) 合戦・武将ストーリー機能

- ・ 関ヶ原古戦場の特定の場所（史跡）で合戦・武将の逸話ストーリーを再生する機能を実装すること。再生場所（史跡）は次の7か所は必須とする。

笹尾山、陣場野、開戦地、松尾山、山中（大谷吉継陣跡）、岡山烽火場、烏頭坂

- ・ 武将の逸話ストーリーの内容については、事前に県及び関係者との協議の上、実装すること。

(エ) ウォーキングガイドマップ機能

- ・ 関ヶ原七武将ウォーキングガイドマップをアプリで活用できる機能（現在位置、進行方向表示、周辺史跡表示、観光情報表示など）を実装すること。
- ・ 安全かつ効率よく史跡巡りをできるようにするため、現在地から目的地までの経路案内ができるようにすること。また、現在地から経由地を経て目的地までのコースを作成できるようにし、徒歩による経路案内ができるようにすること。
- ・ 関ヶ原七武将ウォーキングマップデータ（ai形式等）については岐阜県から受託者へ提供するが、地図については、現行地図のデザインを引き継ぎ、最新かつ正確なものを作成するとともに、県の指示に従い、地図上の地点追加・削除（飲食店、誘導サインポール等）や原稿の修正、道路の修正等を行うこと。（20箇所程度）
- ・ 地図の作成に当たっては、大型解説サイン設置箇所（島津豊久の墓（島津塚）を除く）を含む範囲とすること。
- ・ 地図の作成に当たっては、国土地理院発行の最新の数値地図（国土基本情報）、電子国土基本図（地図情報）、電子国土基本図（地名情報）及び基盤地図情報（数値標高モデル）を使用すること。なお、作成する地図は、測量法第30条に基づいたものとし、国土地理院への申請手続きのすべてを行うこと。
- ・ マップ上に史跡の番地が表示される機能を実装すること。

(オ) 史跡音声ガイド機能

- ・ 大型解説サイン設置箇所での音声ナレーション（日本語）による史跡解説機能を実装すること。大型解説サイン設置箇所は別添大型解説サイン設置場所一覧のとおり。
- ・ 将来的な史跡解説箇所の追加、多言語の追加等への対応についても、大幅なシステムの改修をすることなく対応可能な仕組みとすること。

(カ) エンターテイメント機能

- ・ モバイルスタンプラリー機能（ラリー踏破による景品）、古戦場でARによる写真撮影機能（陣、旗、馬防柵等）など、楽しく関ヶ原古戦場を巡ることができる機能を提案し、実装すること。
- ・ エンターテイメント機能の内容については、事前に県及び関係者との協議の上、実装すること。

(3) コンテンツの監修

- ・ アプリの制作にあたり、県が指定する有識者に、解説内容及びナレーション内容について監修を依頼すること。また、その際の謝金は225,000円（税別）を見込む

こと。

- ・ 同有識者から修正指示等があった場合は、発注者と相談のうえ、速やかに対応すること。

(4) アプリの保守管理

- ・ アプリ公開から委託期間終了までの期間、アプリの保守業務（OS のバージョンアップに伴う対応、アプリの動作検証、不具合の修正、ブラウザなどの脆弱性対応等）を行うこと。
- ・ 委託期間終了後の保守の方法や費用、作業業務の汎用性について提案すること。
- ・ 県からの問い合わせについては、平日（月から金まで。ただし、祝日・年末年始は除く。）の午前9時00分から午後5時00分までは原則電話により受付、対応すること。

なお、その他の時間はFAXまたは電子メールによる受付対応とし、速やかに対応すること。

- ・ アプリ利用者からの問い合わせ、苦情等があった場合、適切に対応すること。また、問い合わせの内容については速やかに発注者と共有すること。
- ・ 管理者側でリアルタイムに、アプリのダウンロード数（OS別）、コンテンツの閲覧数などの利用実績に関する情報を閲覧できる管理システムを提供すること。

(5) アプリの周知

- ・ 制作したアプリをより多くの方に効果的に周知・普及させるPR方法を提案し、実施すること。
- ・ アプリをPRするためのチラシ（A4版1枚）を制作すること。

(6) アプリの説明会の実施

- ・ 納品前に岐阜県及び関係者向けに説明会を開催すること。

5 基礎資料

基礎資料として県から提供する次のデータを利用できるものとする。ただし、岐阜県が提供するデータ及び制作の過程で生じたすべての権利は岐阜県に属すること。また、他に必要なものは、受託者が新たに撮影、制作すること。

- (1) 空間データ（Unity 5.4.2.f2 Unity ASSET で制作）
- (2) 軍のシミュレーション（Unity 5.4.2.f2 Unity ASSET で制作）
- (3) 関ヶ原七武将ウォーキングガイドマップデータ（Ai形式）
- (4) 関ヶ原古戦場史跡サイン版下データ（word形式）
- (5) 「必見！関ヶ原（仮題）」（平成30年10月上旬発行予定）
- (6) その他、県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば貸与を受けることができるものとする。

6 業務の実施体制

総括責任者を1名、実務担当者を1名以上配置すること。

また、本委託業務の関係者と円滑な連携を図れる体制を整えること。

業務にかかる会議、打合せ等を行った際には、記録簿を作成し、相互に確認すること。

7 成果物について

- ・ システム構築設計書
- ・ アプリケーションファイル及びソースコード一式
- ・ アプリ取扱説明書、操作マニュアル（紙媒体及びデータ）
- ・ オープニング動画データ（MP4 形式）
- ・ PR 用チラシデータ（Ai、PDF、jpeg 形式）
- ・ その他、当該業務に付随する資料で県が求めたもの。

8 業務完了届について

受託者は、本委託業務が完了したときは、平成 31 年 3 月 31 日に、以下の書類を提出し検査を受けること。

- ① 委託業務完了届
- ② 実績報告書（以下の内容を含むこと。）
 - ・ 各業務の内容
 - ・ 各業務別の実績額
 - ・ 各業務の成果物
- ③ その他、県が指示するもの

9 著作権等に関すること

著作権等については、別記 1 「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

業務実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わずことはできない。ただし、業務を効果的・効率的に実施するために必要と思われる業務については、県の承諾があれば、業務の一部を第三者に委託することができる。

(3) 守秘義務

業務実施により知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。（委託業務終了後も同様とする。）

(4) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の

措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約を解除できるものとする。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

13 その他

本仕様書に明示なき事項、県の事業計画の変更により生じる事項並びに業務上疑義が発生した場合は、県と協議のうえ業務を進める。

また、本委託業務の実施にあたっては、県や関ヶ原町と十分に協議したうえで行うこと。